

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社メガチップス		コード	6875
提出日	2025/5/20	異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外監査役の松島昭氏が任期満了による退任となるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	永田 潤子	社外取締役	○														○		有
2	長井 完文	社外取締役	○														○		有
3	松本 平八	社外取締役	○														○		有
4	中村 哲	社外取締役	○														○		有
5	北野 敬一	社外監査役	○														○		有
6	古川 智祥	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		永田 潤子氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、永田 潤子氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
2		長井 完文氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、長井 完文氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
3		松本 平八氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、松本 平八氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
4		中村 哲氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、4親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、中村 哲氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
5		北野 敬一氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、北野 敬一氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
6		古川 智祥氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役として高い独立性を有していると認識しております。 (a) 当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。 (b) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。 (c) 当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく今後もその予定はございません。 また、古川 智祥氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。

#### 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。